

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第五条第二項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人奈良県農業振興公社から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十六年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の農地中間管理機構の名称

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター

二 変更年月日

平成二十六年六月十一日